

神奈川県最低賃金審議会 会長 様
神奈川県労働局 局長 様

2024年度最低賃金改定にあたっての要望

日頃より、県民の生活に強くかかわる最低賃金に関してご尽力されていることに敬意を表します。

最低賃金に関して要望を述べさせていただきます。貴職の権限範囲を越えることもあるかと思いますが、国をはじめ関係機関に働きかけることも含め、よろしくをお願いします。

1. 都道府県別でなく、全国一律の最低賃金制度としてください。

・世界的に見て国土の広い国が地域別最低賃金制度を採用する理由は理解できます。

日本の現行地域別最低賃金制度は、地域間格差を生み生活実態にも反したものとなっています。また、大都市部への人口流入と地方の過疎化の一因となり、全国的・地域的な労働力の偏りは、労働者・使用者双方に不利益が大きいと考えます。

2. 今次最低賃金改定額を時間単価 1500 円以上としてください。

・岸田首相は「30年代半ばまでには最低賃金額を 1500 円にする。」旨の発言をしましたが、すでに先進国の多くは、最低賃金は概ね 1500 円程度以上となっています。このままでは世界から 10 年遅れをとってしまいます。最低賃金額決定の一つの要素である「賃金支払い能力」ですが、大企業を中心に内部留保額は 550 兆円を超えている一方、中小・小規模事業者の中には、非常に厳しいところがあるのが実情です。国の適切な事業者支援策と「取引価格の適正化」が進むことを求めます。また、名目賃金が上がる中、諸物価の高騰は実質賃金を引き下げ 24 ヶ月連続マイナスとなっています。このままでは、最低賃金近傍で働く労働者の購買力・消費意欲が低下するのは明らかです。直ちに最低賃金 1500 円にすることを求めます。

3. 物価上昇が一定率を超えた時には随時最低賃金改定を行ってください。

・2でも述べましたが、最低賃金近傍で働く労働者ほど物価上昇の影響を強く受けます。実質賃金が大きく目減りした場合は、一定の基準を設けて年 2 回以上の改定をすることを求めます。

4. 最低賃金近傍で働く労働者の声を吸い上げる仕組みを作ってください。

・審議会委員に最低賃金近傍で働く人が入ることを望みます。それが無理でも貴職は、その声をあらゆる手段を講じて集め、審議会への意見反映を行ってください。

2024 年 7 月 19 日

神奈川県労働組合共闘会議
事務局長 小内秀高

神奈川最低賃金審議会様

2024年7月18日
全国一般労働組合全国協議会神奈川
執行委員長 沢口 和善
提案者書記局員 米山 哲朗

「意見書」最低賃金を1500円以上に！

今年も労働局の依頼で神奈川最賃審議会が開催されている。昨年の神奈川の最低賃金は時給41円アップの1112円であった。しかし、都市への人口集中に歯止めがかかっていない。政府発表の物価上昇率は2.5%であるが、実質賃金は26カ月マイナスである。大企業の賃上げ5.19%中小は4.45%の賃上げが(連合)発表されているが、それは労働組合の春闘の結果であり労働者の実情ではない。(政府統計は確認できない)即ち賃上げが物価上昇に追いついていない中で労働者が苦しんでいる姿を見えていないのではないかと。10月まで、中小労働者の賃上げは行われないケースが多いのである。更に一時金の支給もしない現実がある。

その上で、現在のランク付けは、地方の過疎化は極限集落を生み出しているだけである。最低生計費を維持するために「最賃の時給を1500円以上に！」全国一律に引き上げるべきである。大企業の内部留保は527兆円を越えているが、労働者の賃金に反映されていない。結果26ヶ月連続の実質賃金低下となっている。

最低賃金の問題はその他さまざまな問題に波及している。かかる社会状況のなかで、結婚を諦める若者が増えている。そのことは、少子化問題に連動し、男性中心の社会は女性の社会進出を拒んでいる。さらに低賃金の問題は、年金支給の低額化で、老人を苦しめている。そして外国人労働者(技能実習生)の転職を拒み低賃金の要因となっている。

以上の様に最低賃金が低いことが社会的問題の根源になっている。最低賃金を全国一律1500円にすることは緊急の課題である。委員の皆様にあっては中央のランク付けを鵜呑みにすることを切に全国一律の最低賃金の実現への尽力をお願いしたい。以上・米山

2024年7月19日

神奈川県最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン神奈川県支部

書記長 桐ヶ谷 幸央

(住所・連絡先) 神奈川県横須賀市高取町1-13-10

神奈川県最低賃金の改定決定に係る意見書

- 1、神奈川県最低賃金は、時給1,500円を目指し、大幅に引き上げること。
- 2、地域別最低賃金の地域間格差を縮小するための改正と地域間格差をなくすために全国一律の最低賃金制度とすること。

以下、理由を述べます。

- 1、この間の物価高騰で、私たちの生活は圧迫され続けています。実質賃金は、2年以上連続して減少しています。とりわけ非正規雇用で働く人たちへしわ寄せがきています。

私たちの働く日本郵政グループ各社は、郵政の非正規雇用の多くを占める「時給制契約社員」の基本給を地域別最低賃金額に連動させています。そして、毎年の賃金交渉(春闘)では、毎年の最賃改定によって引き上げされているとして、会社はゼロ回答を続けています。結果として最低賃金の改定は、私たちにとって大変大きな意味を持ちます。

神奈川県の郵政の時給制契約社員の基本給は、最低賃金1120円(端数繰り上げ)プラス20円で1140円です。個々人別には、評価による6段階の資格給が加算されますが、月収約21万円です。これまでも節約生活をしてきましたが、急激な物価高の中で食費を切り詰めるしかない状況です。

神奈川県の最低賃金1112円では、個人消費の拡大による「内需拡大」はもとより、生活の安定すら得られません。時給1500円は10年先の目標ではなく、近々に達成すべき金額です。神奈川県最低賃金審議会は、時給1500円を目指して大幅な引き上げ改定をすべきと考えます。

また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中といえども最低賃金法第12条に基づき、神奈川県最低賃金審議会が再改定を建議すべきです。

- 2、2023年の地域別最低賃金の地域間格差は220円です。この都市と地方の格差は、賃金だけでなく人口問題や環境問題でもあります。昨年「目安額」を上回る改定が多く地方ありましたが、地方での危機感の表れ、格差拡大では地域が持たな

いと悲鳴です。

私たちの郵便局は全国で同じ仕事内容をしていますが、橋一つ渡れば、電車で一駅先に行けば基本給が違ふことが現実にあります。そのため、低い時給の郵便局には「募集しても応募がない」と人手不足に拍車をかけています。

全労連が全国27の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1500円以上（月150時間）、直近の調査では、1700円必要との結果が出ています。最低生計費と最低賃金の地域比較では、東京を100指数とすると沖縄では最低生計費97.4指数、最低賃金80.5指数となり、全く生計費に見合わない最低賃金と言わざるを得ません。

神奈川地方最低賃金審議会は、地域間格差をなくすべく、今年の審議において格差の大幅な縮小をすべきと考えます。

また、最低賃金の地域間格差をなくすためには、地域別最賃制度を全国一律の最低賃金制度とすることを求めます。

以上